

第三稿
明治二十五年三月三十日
可見



(号外) 独立行政法人国立印刷局

庚
子

- 民間公益活動を促進するための休暇預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令(内閣府三一)、

○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三二)

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

(内閣府・総務・文部科学二)

〔省令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務三九)

○無線設備規則の一部を改正する省令(同四〇)

○外務省組織規則の一部を改正する省令(外務五)

○外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令(同六)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(財務四六)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(同四七)

○厚生労働省令第七十九号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年六月二十九日

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信
(署名)
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一 (第四条の二関係) 劇物	別表第一 (第四条の二関係) 劇物
一、十一の八 (略)	一、十一の八 (略)
十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
四、一 (三)一クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロヒラゾロ[1-五]五一二ヒリジノ[1-イ]ル一一五	四、一 (三)一クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロヒラゾロ[1-五]五一二ヒリジノ[1-イ]ル一一五
「メチル」フロブー二イソノイルアミノ]一H-ヒラゾール-四カルボニトリル(別名ジフクロニル)及びこれを含有する製剤	「メチル」フロブー二イソノイルアミノ]一H-ヒラゾール-四カルボニトリル(別名ジフクロニル)及びこれを含有する製剤

四、一 (三)一クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロヒラゾロ[1-五]五一二ヒリジノ[1-イ]ル一一五	四、一 (三)一クロロ一四・五・六・七一テトラヒドロヒラゾロ[1-五]五一二ヒリジノ[1-イ]ル一一五
(略)	(略)
十二、六十七 (略)	十二、六十七 (略)
(略)	(略)

この省令は、公布の日から施行する。